

「下請かけこみ寺」事業について

(公財)茨城県中小企業振興公社では、下請取引の適正化を促進することを目的として、(財)全国中小企業取引振興会(以下、「全取協」といいます。)とともに「下請かけこみ寺」事業を実施しております。この事業は、中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続(ADR)の実施や「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものです。

なお、実施体制は、全取協が「下請かけこみ寺本部」として事業全体の管理・運営を行い、当社はその地域拠点として中小企業の皆様方との窓口の役割を果たしております。

取引に関する相談がありましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

① 各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家(相談員)が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行います。

ご相談は、業種を問わず、中小企業の皆様からの「取引に関する紛争相談」であれば、まずは何でもお伺いします。

また、商工会議所、商工会、全国・都道府県中小企業団体中央会、中小機構等に寄せられた相談も取り次がれるよう連携しています。

相談内容の秘密遵守に関しましては、万全を期しておりますので、安心してご相談ください。相談費用は無料です。

② 裁判外紛争解決手続(ADR)

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続(ADR)を行います。

中小企業の皆様が抱える取引に係る紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地で弁護士が調停人となり相談者の身近なところで調停手続(ADR)を行います。

具体的には、調停の申し立てがなされた場合、「下請かけこみ寺本部」と契約関係にある弁護士(全国で約180名)が、その弁護士事務所内等において、調停手続を行います。

下請かけこみ寺本部は、認証紛争解決事業者としての法務大臣の認証を取得しました。(かいけつサポート第11号)

【ADRのメリット】

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外には秘密が守られます。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続が進められます。(一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。)
- ADRの費用は無料です。

③ 下請適正取引ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン(以下「下請適正取引ガイドライン」といいます。)」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催いたします。

下請適正取引ガイドラインは、ベストプラクティス事例(望ましい取引の事例)や、下請代金支払遅延等防止法等で問題となり得る行為等を分かりやすく記載しています。

(※)①素形材 ②自動車 ③産業機械・航空機等 ④繊維 ⑤情報通信機器 ⑥情報サービス・ソフトウェア

⑦広告 ⑧建設業 ⑨トラック運送業 ⑩建材・住宅設備産業の10業種においてガイドラインが策定されています。

【ベストプラクティスの事例】

- 原材料価格の高騰分を双方の協議によって適切に取引価格に反映した事例
- 共同での製品開発によって部品数を削減した事例
- 発注数量の変動に対してルールを取り決めた事例
- 配送費用の適切な負担を取り決めた事例

【お問合せ先】

(公財)茨城県中小企業振興公社 企業振興課

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館9階

TEL:029-224-5317 FAX:029-227-2586 E-Mail:kigy@iis-net.or.jp

(財)全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部

〒104-0033 東京都中央区新川2-1-9 石川ビル2階

TEL:03-5541-6655 FAX:03-5541-6680 URL:<http://www.zenkyo.or.jp>